

【主な改正事項】①車椅子使用者用便所の標準内法寸法「200cm程度×200cm程度」を「200cm以上×200cm以上」に改正する。

- ②床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける車椅子使用者用便所は、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースを設ける旨を追加。
- ③ライニング等がある車椅子使用者用便所の場合、当該部分は内法寸法に含めない。(大型ベッド、電動車椅子、介助者の同伴等の対応)
- ④車椅子使用者が回転できる、直径150cm又は180cmの円が内接できるスペースで、設備等下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースは電動車椅子を考慮し、床上高さ40cm以上のスペースが確保されていれば、有効スペース(奥行き20cmまで可)とする旨を追加
- ⑤座位変換型の電動車椅子が、360度回転できる最低寸法:直径180cmの基本図を車椅子使用者の基本動作寸法として追加

下線は法令上の適合義務基準

現行

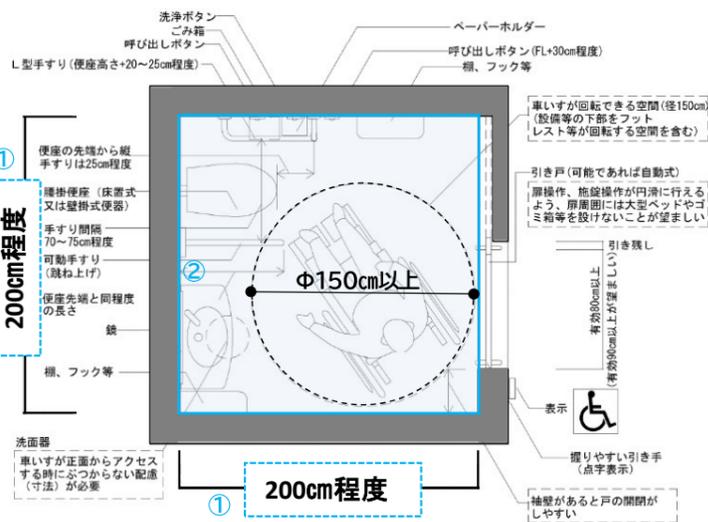
【設計標準:出入口の有効幅員、空間の確保等】

- 車椅子使用者用便所には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。①③④
- 各設備を使用でき、車椅子利用者が360°回転できるように、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。(設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
- 便所の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。
- 便所の標準内法寸法は200cm×200cm程度とする。
- 介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。②

●設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。

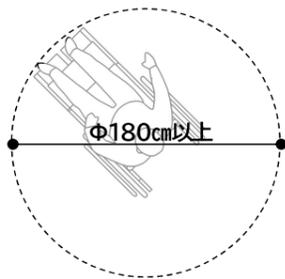
【モデル例】

●車椅子使用者用便所



【基本寸法等:車椅子使用者の基本動作寸法】

- 座位変換型の電動車椅子が360度回転できる最低寸法:直径180cm (電動車椅子が360度回転できる最低寸法:直径160~180cm) ⑤



(参考:φ180cm根拠について)
電動車いす安全普及協会(会員企業4社)にご協力を頂き、2020年4月時点の主要な自操用のジョイスティック型電動車椅子(簡易型、標準型、座位変換型)の製品仕様に係る最小回転半径を調査し、その調査結果より、車椅子が360度回転できる寸法は車椅子の種類によりますが、およそ直径160~180cmの間の円が内接するスペースが必要になることが判りました。
このうち、特に座位変換型の電動車椅子が360度回転できる最低寸法としておよそ直径180cmの円が内接するスペースが必要となる結果となりました。

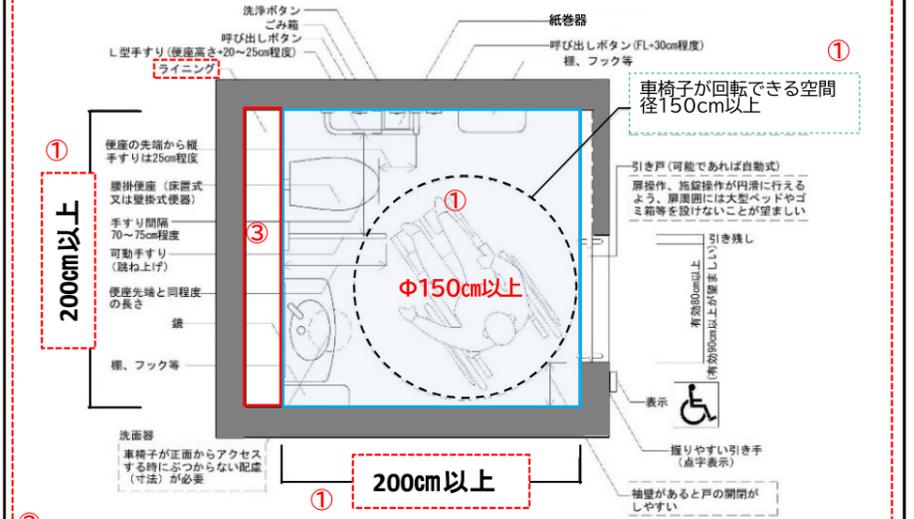
改正

【設計標準:出入口の有効幅員、空間の確保等】

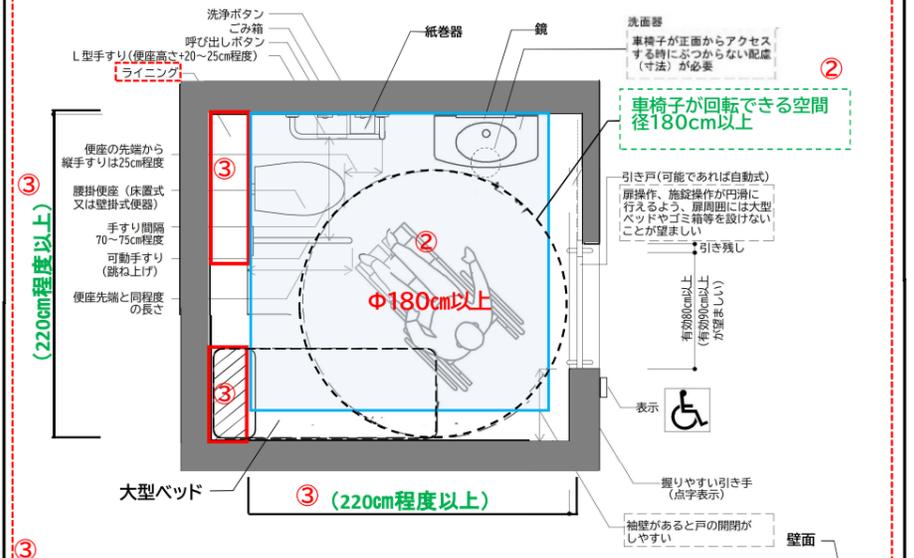
- 車椅子使用者用便所には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。①③④
- 各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるように、直径150cm以上の円が内接できるスペース(設備等下部に車椅子のフットレストが通過できるスペース(床上高さ40cm以上)が確保されていれば、その部分も有効スペース(奥行き20cmまで可)を、1以上設け、便所の標準内法寸法は200cm以上×200cm以上を基本とする。(ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めないものとする。*1)
- 床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築*2する場合には、改修等に対応が困難な場合を除き、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるように、直径180cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。(設備等下部に車椅子のフットレストが通過できるスペース(床上高さ40cm以上)が確保されていれば、その部分も有効スペース(奥行き20cmまで可)とする。)
- 便所の正面及び側面に車椅子使用者が車椅子を近づけて、便所に移乗するためのスペースを設ける。
- 便所内の設備等の形状、配置によって、必要な内法寸法は変わること留意する。 *2:新築、増築、改築又は用途変更

□: 現行設計標準のモデル例(便所)の内法

●車椅子使用者用便所



●床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、主として高齢者、障害者等が利用する建築物の建築する場合に設ける車椅子使用者用便所



*1:ライニング等で内法寸法(200cm以上)に含めないもの:
設備背後及び下部のライニング部や壁付け固定の備品(大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の折り畳み時の場合を含む)のそれぞれの壁面から突出する部分の幅の合計値が、接する壁1辺の長さの半数を超える場合には、当該部分の奥行きは内法寸法に含めないものとする。

*2: 設備等下の車椅子のフットレストが通過するスペースを有効とする場合